

松田 岳士
法学研究科・教授

【研究】

昨年度から科研費を得て開始した研究課題「『証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度』と証拠法」に関連して、司法協力者に対して科刑上・行刑上の恩典を与え、証人保護のための措置をとるイタリアの制度の内容及び運用について調査・検討を行い、その成果の一部について公表した。また、日本において、従来、刑事手続・制裁上の利益と引き換えに得られた供述証拠の証拠法上の扱いについての過去の議論を検討した。

並行して、前年度に引き続き、令状主義および強制処分法定主義という犯罪捜査に関する重要規範の関係性を解明することを念頭に置きつつ、その意義・趣旨を再検討する研究を展開し、その成果を論説および関連判例の評釈として公表した。そのほか、逮捕に伴う捜索・差押、取調べ録音・録画媒体の証拠としての取調べ、択一的認定といった刑事訴訟法上の重要論点に関して論説を執筆・公表した。

また、共著の『刑事訴訟法』について、最新の判例・学説を盛り込む改訂作業を進め、第2版を公刊した。くわえて、刑事訴訟法に関する入門書の英訳の作業を進めた。

【教育】

法学部においては、前年度に引き続き、「刑事訴訟法」および「演習」の授業を担当し、刑事手続に関する基本的知識を講義・演習の両形式で教えた。「刑事訴訟法」の講義は、自著教科書を基礎とした自前の教材をもとに行ったが、その内容については、学生対象の授業アンケートでも高い評価を得ている。また、「演習」では重要論点・判例の検討を行った。

法学研究科においては、「刑事訴訟法」および「同特殊講義1」を担当し、大学院学生とともに刑事手続に関する様々なテーマ・文献を採り上げて議論した。

高等司法研究科においては、法学未修者を対象とする「刑事訴訟法基礎」および3年次生を対象とする「刑事法総合演習」を担当した。いずれも、授業は、自前の教材・資料に基づき、双方向・多方向方式により行った。また、2年生・3年生を対象とした「法律文書練成講座」の刑事訴訟法を担当した。

【管理運営】

全学においては、教育課程委員会委員として、教務関係の様々な事項の審議・決定等に加わった。

部局内では、法学研究科教務委員会委員長、運営委員会委員、計画室員として、法学研究科の教務事項、法学部・法学研究科の管理・運営等に関する事項の審議・決定等に加わった。

また、法学会運営委員として、法学会の運営に関する事項の審議・決定等に加わったほか、ワークショップ等の企画の実施を担当した。

【社会貢献】

大阪地方裁判所において開催されている研究会に参加し、意見等を述べた。